

予備試験

# ファースト論文答練

First

## 憲法

<問題>

辰巳専任講師・弁護士

松永 健一 先生

辰巳法律研究所



## 第1問

---

Y（早稲田大学）において、江沢民元中国国家主席の講演会が開催されることになり、参加希望者は参加人名簿に、学籍番号、氏名、住所及び電話番号を記入することとされた。Yは、警視庁から警備のため、同名簿の提出の要請を受け、本件名簿を提出したが、提出について、事前に学生の同意を得ていなかった。当時Yの学生であったXらは、本件講演に参加したが、講演中に「中国の核軍拡反対」と叫ぶ等したため、私服警官によって建造物侵入及び威力業務妨害の嫌疑で現行犯逮捕された。その後、Xらは、講演会の妨害を理由にYからけん責処分を受けた。そこで、Xらは、Yに対し、無効なけん責処分をしたことを理由とする損害賠償、同処分の無効確認、謝罪文の交付及び掲示を求めると共に、同意を得ることなく本件名簿の写しを警察に提出したことがXらのプライバシーを侵害したものであるとして損害賠償を求めて訴えを提起した。

本件名簿の提出はXらのプライバシーを侵害し、違法となるか。

---

最判平 15. 9. 12（百選 I No.18）素材

**予備試験**

# ファースト論文答練

**F i r s t**

**憲 法**

< 解説 / 解答例 >

辰巳専任講師・弁護士

松永 健一 先生

**辰巳法律研究所**



## 第1問 解説

### □□名簿の提出とプライバシー権侵害

#### 1 本ケースで論じる実益

プライバシー権については、明文がないことから、憲法上保障されるか問題となる。

また、保障されるとしても、(1)本件における個人情報、プライバシー権として保護されるか、(2)名簿を提出した本件行為は、プライバシー権の侵害となるかが問題となる。

#### 2 判例（江沢民講演会参加者名簿提出事件 最判平 15. 9. 12、百選 I No.18）

「(1)本件個人情報は、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。

(2)このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報を収集した早稲田大学は、上告人らの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについて上告人らの同意を得る手続を執ることなく、上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。原判決の説示する本件個人情報の秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するに足りない。」

## 第1問 解答例

Y（早稲田大学）において、江沢民元中国国家主席の講演会が開催されることになり、参加希望者は参加人名簿に、学籍番号、氏名、住所及び電話番号を記入することとされた。Yは、警視庁から警備のため、同名簿の提出の要請を受け、本件名簿を提出したが、提出について、事前に学生の同意を得ていなかった。当時Yの学生であったXらは、本件講演に参加したが、講演中に「中国の核軍拡反対」と叫ぶ等したため、私服警官によって建造物侵入及び威力業務妨害の嫌疑で現行犯逮捕された。その後、Xらは、講演会の妨害を理由にYからけん責処分を受けた。そこで、Xらは、Yに対し、無効なけん責処分をしたことを理由とする損害賠償、同処分の無効確認、謝罪文の交付及び掲示を求めると共に、同意を得ることなく本件名簿の写しを警察に提出したことがXらのプライバシーを侵害したものであるとして損害賠償を求めて訴えを提起した。

本件名簿の提出はXらのプライバシーを侵害し、違法となるか。

### 〔解答例〕

◇ MEMO ◇

- 1 1 憲法の人権規定は私人間にも適用されるか（私人間効力）。  
2 規定の趣旨や法文から直接的な私法的効力をもつ人権規定については、私  
3 人間に直接適用される。  
4 ↓  
5 その他の人権規定（自由権・平等権）については、本来、(ア) 対**国家**的防  
6 御権として保障されたものであるから、私人間に直接適用されない。  
7 ↓しかし  
8 私人でも国家類似の力を持った者が存在する現代社会では、私人による人  
9 権侵害行為に対しても人権保障の必要がある。もっとも、憲法の人権規定を  
10 直接適用すると、私的自治の原則を害することにもなりかねない。  
11 ↓そこで  
12 私的自治の原則を尊重しつつ、かつ、人権保障を図るため、私法の規定（私  
13 法の一般条項（民法1条、90条）、不法行為の規定（民法709条等）等）を、  
14 (イ) **憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用することによって、間接的に私人**  
15 **間の行為を規律すべき**であると解する（間接適用説、判例）。  
16 ↓  
17 本件では、民法709条を憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用する。  
18 2 本件個人情報情報はプライバシーに係る情報にあたるか。  
19 私人がその意に反して、(ウ) **自らの私生活をみだりに公開されない権利**は、  
20 個人の(エ) **人格的生存**に必要不可欠なものであるから、プライバシー権と  
21 して幸福追求権に含まれ、憲法13条により保障されると解する。  
22 ↓そして  
23 私人が意に反してみだりに公開されないことを期待する情報は、プライバ  
24 シーに係る情報としてプライバシー権により保障されると解する。  
25 ↓

26 本件個人情報<sup>30</sup>はYが講演会への出席希望の学生に提供を求めたものである  
 27 が、その内容は学籍番号、氏名、住所及び電話番号といった個人識別等に必  
 28 要な（オ）**単純な情報**であり、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いもので  
 29 はなく、講演会に参加した学生であるという個人情報についても秘匿性は高  
 30 くない。

31 ↓しかし

32 このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだり  
 33 にこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの  
 34 期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、Xらのプライバシ  
 35 ーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。

36 ↓したがって

37 本件個人情報はプライバシーに係る情報にあたる。

38 3 本件名簿の提出とプライバシー権侵害

39 プライバシー権（13条）は個人の人格的生存に必要不可欠なものであるから、  
 40 プライバシーに係る情報を開示する行為は、プライバシー権侵害として、  
 41 不法行為（民法709条）が成立するか。

42 ↓

43 この点、以下のように考えれば、不法行為は成立しない。

44 ↓すなわち

45 ①本件講演会は、国賓である中国国家主席の講演会であり、Yは、本件講  
 46 演会の主催者として、講演者である外国要人の警備、警護に万全を期し、不  
 47 測の事態の発生を未然に防止するとともに、その身の安全を確保するとい  
 48 う目的に資するため本件個人情報を開示する必要があったので、開示行為に  
 49 （カ）**正当な理由**があったといえる。

50 また、②本件個人情報は、プライバシーに係る情報であっても、専ら個人  
 51 の内面にかかわるもの等他者に対して完全に秘匿されるべき性質のものでは  
 52 なく、社会生活をおくる必要上自ら明らかにした情報や単純な個人識別情報  
 53 であって、その性質上、他者に知られたいと感じる程度が低いものであ  
 54 る。そして、Yが本件個人情報を開示した相手方や開示の方法等をみても、  
 55 それらは、本件講演会的主催者として講演者の警護等に万全を期すという目  
 56 的に沿うものであり、開示によってXらに実質的な不利益が生じたこと  
 57 がかわれない。したがって、（キ）**社会通念上許容される**限度を逸脱した違法な  
 58 行為であるとまでいうことはできない。

59 ↓したがって

60 違法性が阻却され、不法行為（民法709条）は成立しない。

[反論]（本判例反対意見）

61 ↓しかしながら

62 私は、プライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な  
63 権利利益を損なうおそれのあるものであり、慎重に取り扱われる必要がある  
64 から、プライバシーに係る情報を収集した者が、プライバシー権者の意思に  
65 基づかずに(ケ) **みだりにこれを他者に開示した場合**は、プライバシー権侵  
66 害として、不法行為(民法709条)が成立すると解する。

67 ↓本問では

68 Yが本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講  
69 演会参加希望者に本件名簿へ記入させる等して開示について承諾を求めるこ  
70 とは容易であったにもかかわらず、本件個人情報を開示することについてX  
71 らの同意を得る手続を執ることなく、Xらに無断で本件個人情報を警察に開  
72 示したYの行為は、Xらが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な  
73 管理についての合理的な期待を裏切るものであり、Xのプライバシーに係る  
74 情報をXの意思に基づかずに(ケ) **みだりに他者に開示した**といえる。

75 ↓したがって

76 本件名簿の提出はXらのプライバシーを侵害し、違法となる(民法709条)。

77 以 上

【配点表】第1問

|     |                                 | 配点 |
|-----|---------------------------------|----|
| 1   | 憲法の私人間効力                        |    |
| (1) | 間接適用説の意義：私法規定に憲法の趣旨を取り込む解釈手法    | 2  |
| (2) | 間接適用説を採用する根拠                    |    |
|     | ・憲法の人権規定は対国家的防御権であること           | 1  |
|     | ・私人の人権保障の必要性                    | 1  |
| 2   | 本件個人情報情報は保障されるか                 |    |
| (1) | プライバシー権の意義：「私生活をみだりに～」          | 2  |
| (2) | 保障根拠：幸福追求権（13条）の人格的生存説／一般的行為自由説 | 6  |
| (3) | 当てはめ                            |    |
|     | <具体的事実の例>                       |    |
|     | ・単純情報のため秘匿性の程度が低いこと             | 4  |
|     | ・開示を欲しないことが通常であること              | 4  |
| 3   | 不法行為は成立するか                      |    |
| (1) | 規範定立                            |    |
|     | ・反対説に言及していること                   | 3  |
|     | ・対立利益（警備上の理由、秘匿性が低い等）           | 3  |
| (2) | 当てはめ                            |    |
|     | <具体的事実の例>                       |    |
|     | ・事前承諾があり、同意を求めることが可能だった点        | 5  |
|     | ・任意の提出で適切な管理への期待があった点           | 5  |
|     | ・具体的事情下で参加者のプライバシーが侵害されている      | 4  |

|  |    |     |
|--|----|-----|
| 基本配点分  | 合計 | 40点 |
| 加点评価点<br>(論述の流れがよいもの、条文を丁寧に挙げているもの、等には加点する。)                 | 合計 | 5点  |
| 基礎力評価点<br>(①事例解析能力、②論理的思考力、③法解釈・適用能力、④全体的な論理的構成力、⑤文章表現力、各1点) | 合計 | 5点  |
| 総合得点   | 合計 | 50点 |